

●香川県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年1月13日

香川県知事 池 田 豊 人

1 指定に係る保安林の所在場所

東かがわ市川股字川西1349番1、1349番2、1350番、1351番、1352番1、1354番2、1355番、1357番、1358番、1360番（次の図に示す部分に限る。）、1361番、1362番1、1362番2、1363番23（次の図に示す部分に限る。）、1363番28、1363番29、1363番30、1363番34、1363番36・1363番41（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1363番52、1363番54、1363番55、1363番56、1363番59、1363番62、1363番64、1363番66、1363番70、1363番71、1363番72、1363番73、1363番74、1363番75、1363番76、1363番82、1364番1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び東かがわ市事業部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）